

給水支管覚書(直圧用)

高槻市水道事業(以下「甲」という。)と.....(以下「乙」という。)との間に乙が行う建築物の給水装置の施工及び維持管理について、次のとおり覚書を締結する。

(基準等)

第1条 乙が、高槻市.....で設置する給水装置は、覚書で定めるほか、高槻市水道事業条例、同施行規程、給水装置工事施行基準に基づき施工、管理しなければならない。(給水装置の管理)

第2条 乙は、水道水が汚染し、又は漏水しないように給水装置を管理しなければならない。

2 乙が前項の管理義務を怠ったために損害が発生した場合には、乙がその責任を負うものとする。

3 給水装置に設置されている泥吐施設は甲が操作するものとする。

(修理分担に係る費用負担等)

第3条 宅地内第一止水栓から末端の給水用具までの間の給水装置に異常が発生した場合は、乙は速やかに甲が指定する指定給水装置工事事業者に対し修理その他必要な措置を依頼しなければならない。

2 前項の修理等に要した費用は、乙の負担とする。

3 第三者による破損に係る工事は、原因者の負担とする。

4 第1項の修理その他必要な処置を怠ったために甲が損害等を被った場合は、甲は乙に損害賠償を請求できるものとする。

第3条の2 乙は、給水装置の適切な管理下において、配水管から宅地内第一止水栓までの間の給水装置に異常が発生した場合は、甲に対し速やかに修理その他必要な措置を依頼しなければならない。

2 前項の修理等に要した費用は、甲の負担とする。

3 第1項の修理等の後の私有地内の復旧方法については、仮復旧(モルタル又はアスファルト)までとする。

(掘削同意)

第4条 乙は、漏水等による乙の敷地内(建物内も含む。)の甲による掘削については、無条件にて同意するものとする。

(水道管工事に伴う断水や濁水)

第5条 乙は、水道管工事に伴って断水や濁水が発生する可能性があることを了承すること。

2 乙は、甲が行う水道工事による断水に協力すること。

(量水器の管理)

第6条 乙は、検針及び修理等がいつでも容易に行えるよう管理するとともに、建物入口及び量水器の設置場所には、施錠等しないものとする。施錠する場合は、甲に鍵もしくはオートロック暗証番号を提出しなければならない。

(覚書の周知)

第7条 乙は、甲との覚書の内容について、給水装置の使用者に周知すること。

(覚書の継承)

第8条 乙は、給水装置を第三者に譲渡する場合又は、管理組合等が発足した場合は、この覚書を継承しなければならない。

この覚書締結の証として、本証2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 高槻市水道事業

管理者(印)

乙

.....

.....(印)